

別 冊

令 和 元 年 度

大阪市健全化判断比率再審査意見書

監 第 38 号
令和 3 年 8 月 26 日

大 阪 市 長 松 井 一 郎 様

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	片 山	一 歩
同	明 石	直 樹

令和元年度大阪市健全化判断比率再審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、令和3年8月2日付けで再送付のあった令和元年度決算に基づく健全化判断比率に関する書類を再度審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

目 次

令和元年度大阪市健全化判断比率再審査意見

	頁
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	1
第2 審査の種類	1
第3 審査の対象	1
第4 審査の着眼点	2
第5 審査の主な実施内容	2
第6 審査の結果	2
第7 健全化判断比率の状況	2

凡 例

- 1 原則として、文中に用いる金額は億円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。
- 2 原則として、図表中に用いる金額については表示単位未満を四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 文中及び図表に用いる比率（％）は、国の算定基準に基づいている。

(別 紙)

令和元年度大阪市健全化判断比率再審査意見

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

令和元年度大阪市決算に基づく健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類に対する再審査は大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

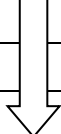
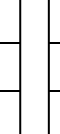
第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に規定された健全化判断比率審査

第3 審査の対象

再審査の対象は、図表－1のとおり各会計等の令和元年度決算に基づく健全化判断比率4指標のうち、誤りがあったため市長より修正後の算定結果の再送付があった、実質公債費比率及び将来負担比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類である。

図表－1 健全化判断比率の対象となる会計等

区分			実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率		
地方公共団体	一般会計等	一般会計						
		母子父子寡婦福祉貸付資金会計						
		心身障害者扶養共済事業会計						
		公債費会計						
	公営事業 会 計	駐車場事業会計						
		国民健康保険事業会計						
		介護保険事業会計						
		後期高齢者医療事業会計						
	公営企業会計	法適用			水道事業会計			
					工業用水道事業会計			
					中央卸売市場事業会計			
					港営事業会計			
					下水道事業会計			
		法非適用			食肉市場事業会計			
一部事務組合・広域連合								
地方公社・第三セクター等								

第4 審査の着眼点

健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査することを主たる着眼点として再度審査を行った。

第5 審査の主な実施内容

再審査に当たっては、令和元年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率並びにそれらの算定の基礎となる事項について各算定様式及び決算諸表と照合した。

第6 審査の結果

再審査に付された健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記の手段を実施した限り、重要な点において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係諸規定に準拠して作成されており、かつ正確であることが認められた。

第7 健全化判断比率の状況

市長から再提出を受けた健全化判断比率は図表－2のとおりである。

図表－2 令和元年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

		実質公債費比率 (注) 1	将来負担比率 (注) 2
健全化判断比率	修正前	3.2	21.2
	修正後	(4.2) 3.2	(46.4) 23.5
早期健全化基準		25.0	400.0
財政再生基準		35.0	

(注) 1 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

なお、実質公債費比率については、指標に影響はないものの、算定過程に誤りがあった。

2 将来負担比率とは、借入金（地方債）など地方公共団体が現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

3 上段（ ）内は前年度比率を記載している。

(参考)

1 実質公債費比率の状況

- 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度の 3 か年の比率を平均した結果、3.2%となり、早期健全化基準（25.0%）及び財政再生基準（35.0%）を下回っている。
- 令和元年度単年度における実質公債費比率は 2.3%となり、平成 30 年度単年度に比べて 1.9 ポイントの好転となっている。これは、地方債残高の減少及び地方債の利率の低下により、元利償還金が減少したことなどによるものである。

図表－3 実質公債費比率

実質公債費比率	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	5.2%	3.3%	4.2%	2.3%
平成 30 年度実質公債費比率 (3 か年平均)	4.2%			
令和元年度実質公債費比率 (3 か年平均)		3.2%		

(注) 比率（3 か年平均）は、小数第 2 位以下を切り捨てている。

令和元年度単年度の実質公債費比率は次の算式のとおり算定されている。

実質公債費比率 2.3%	$\frac{\text{元利償還金・準元利償還金に(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 係る基準財政需要額算入額)}{\text{(876 億円 + 1,178 億円) (842 億円 + 1,045 億円)}}$	
	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
	8,518 億円	1,045 億円
○地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。 ○準元利償還金は、満期一括償還地方債について償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、公債費に準ずる債務負担行為に係るものなどである。 ○特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び地方債償還額に充当した住宅使用料等である。 ○元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算入された元利償還金及び準元利償還金である。 ○標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等 7,555 億円に普通交付税額 435 億円及び臨時財政対策債発行可能額 527 億円を加えたもので、8,518 億円となっている。		

図表－４ 実質公債費比率の計算要素

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	平成 30 年度	差引増△減
元利償還金①	87,690	98,356	△10,666
準元利償還金②	117,884	125,429	△7,545
特定財源③	84,249	82,852	1,397
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額④	104,505	109,427	△4,922
分子 (①＋②－③－④)	16,820	31,506	△14,686
標準財政規模⑤	851,840	851,858	△18
分母 (⑤－④)	747,335	742,431	4,904

2 将来負担比率の状況

- 将来負担比率とは、借入金（地方債）など地方公共団体が現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 当年度は23.5%となり、前年度の46.4%と同様に早期健全化基準（400.0%）を下回っている。
- 前年度に比べて、22.9 ポイントの好転となっている。これは、全会計合計での地方債残高の減少などによるものである。

		将来負担額 32,735 億円	－	充当可能財源等 30,977 億円
将来負担比率	=			
23.5%		標準財政規模 8,518 億円	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 1,045 億円
○将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高、公営企業債の償還財源繰入見込額や退職手当負担見込額等の現在抱えている負債額である。 ○充当可能財源等は、上記の将来負担額の償還に充てることができる基金額や都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等である。 (注) 比率は、小数第2位以下を切り捨てている。				

図表－5 前年度との比較

項 目	令和元年度	平成 30 年度	差引増△減
将来負担比率	23.5%	46.4%	22.9 ポイント

図表－6 将来負担比率の計算要素

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	平成 30 年度	差引増△減
将来負担額①	3,273,598	3,471,940	△198,342
充当可能財源等②	3,097,731	3,126,733	△29,002
分子 (①－②)	175,868	345,207	△169,339
標準財政規模③	851,840	851,858	△18
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額④	104,505	109,427	△4,922
分母 (③－④)	747,335	742,431	4,904

図表－ 7 将来負担額内訳

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	平成 30 年度	差引増△減
地方債の現在高	2,625,777	2,785,361	△159,583
債務負担行為に基づく支出予定額	88,277	99,424	△11,148
公営企業債等繰入見込額	289,885	308,783	△18,898
組合等負担等見込額	8,091	8,849	△758
退職手当負担見込額	234,245	239,730	△5,485
設立法人の負債額等負担見込額	27,323	29,793	△2,470
第三セクター等	27,323	29,793	△2,470
合 計（将来負担額）	3,273,598	3,471,940	△198,342

図表－ 8 上記の将来負担額内訳の第三セクター等の負債額等負担見込額の内訳

(「算入率」を除いた単位：百万円)

項 目	令和元年度			平成 30 年度	差引 増△減
	損失補償付 債 務	算入率 (%)	負債額等 負担見込額	負債額等 負担見込額	
第三セクター					
株式会社湊町開発センター	3, 439	100	3, 439	3, 826	△387
アジア太平洋トレードセンター株式会社	16, 942	100	16, 942	18, 568	△1, 626
大阪市街地開発株式会社	2, 938	10	294	331	△37
クリスタ長堀株式会社	6, 648	100	6, 648	7, 011	△363
大阪港埠頭株式会社	0	10	0	20	皆減
計	—	—	27, 323	29, 757	△2, 434
公的信用保証					
大阪信用保証協会			0	36	皆減
合 計			27, 323	29, 793	△2, 470

図表－ 9 充当可能財源等内訳

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	平成 30 年度	差引増△減
充当可能基金	966,191	967,903	△1,712
財政調整基金	161,606	160,431	1,175
公債償還基金	721,584	732,267	△10,683
運用基金	10,057	7,316	2,741
特定目的基金	72,944	67,888	5,056
充当可能特定歳入	761,513	775,725	△14,212
都市計画税	455,725	450,965	4,760
貸付金償還金	62,646	64,061	△1,415
住宅使用料等	196,155	211,828	△15,674
その他	46,987	48,871	△1,884
基準財政需要額算入見込額	1,370,027	1,383,105	△13,078
計（充当可能財源等）	3,097,731	3,126,733	△29,002